

大分県特定災害対策緊急資金助成要綱

第1 目的

知事が指定する特定災害により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（以下、「被害者」という。）が、農林漁業経営を継続するために必要な資金として災害に対応した各種制度資金（以下、「特定災害対策緊急資金」という。）を借り受けようとする際に予算の範囲内において利子補給及び利子助成補助金を交付し、災害被害に対応した資金の迅速かつ円滑な融通を実行することを目的とする。

第2 定義

この要綱における定義は、次のとおりとする。

- 1 「知事が指定する特定災害」とは、風水害、震災等の天災被害、法令に基づく処分又は行政指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導をいう。）及び社会的又は経済的環境の変化による経済的損失（農林漁業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。）であって、その被害状況を勘案して知事が指定する災害であり、指定の都度、被害地域、災害の種類など具体的内容を別表1に定めるものとする。

- 2 「特定災害対策緊急資金」とは、上記1に規定する災害被害の復旧及び農林漁業経営の維持安定に必要な以下の資金をいう。

- (1) 大分県農業近代化資金
- (2) 大分県漁業近代化資金
- (3) 農林漁業施設資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) その他の災害資金

注）（1）大分県農業近代化資金、（2）大分県漁業近代化資金はそれぞれ大分県農業近代化資金融通措置要綱第5及び大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱第5条に規定する知事特認資金とし、（3）農林漁業施設資金は災害復旧に係る資金とする。

第3 貸付条件等

次の条件により融通された特定災害対策緊急資金に対し、別に定める大分県特定災害対策緊急資金利子補給費等補助金交付要綱により利子補給費及び利子助成費補助金を交付するものとする（当該資金に対し、国が利子補給等の支援措置を講じている場合は、当該支援措置の対象となる部分を除く。）。但し、各資金について、延滞のある者は当該資金の借入対象者となり得ないものとする。

1 貸付対象者

特定災害対策緊急資金ごとに別表2にそれぞれ定める被害者とする。

2 資金使途

- (1) 被害施設の取得・復旧資金

被害施設の取得・復旧・修繕、農地又は牧野の改良・造成・復旧、果樹の改植・補

植、農機具の購入、漁船の建造・取得・改造、漁具の購入資金、その他農林漁業施設の取得・復旧・修繕・改良に必要な資金とし、第2の2の資金ごとに以下のとおりとする。

①大分県農業近代化資金

大分県農業近代化資金融通措置要綱第5の(1)の別表第1の第1号から第4号資金

②大分県漁業近代化資金

大分県漁業近代化資金融通措置要綱第5の(1)の別表第1の第1号から第4号資金

③農林漁業施設資金

災害復旧に係る資金

(2) 長期運転資金

種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけ、ほだ木、稚魚、稚貝、餌料、燃料等の購入資金、炭がまの構築資金、その他農林漁業経営の維持運営に必要な資金とし、第2の2の資金ごとに以下のとおりとする。

①大分県農業近代化資金

大分県農業近代化資金融通措置要綱第5の(1)の別表第1の第5号資金

②大分県漁業近代化資金

大分県漁業近代化資金融通措置要綱第5の(1)の別表第1の第5号資金

③農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(1)及び(2)に規定する資金

3 貸付限度額

貸付限度額については、それぞれの資金の融資限度額のなかで別表2のとおり定め、知事が指定する特定災害の発生の都度、必要に応じ改めるものとする。

4 取扱期間

本要綱に定める利子補給(助成)事務の取扱期間は知事が指定する特定災害の発生の都度、別表1に定める。

5 償還期限(償還期間)

特定災害対策緊急資金ごとに別表2のとおり定め、知事が指定する特定災害の発生の都度、必要に応じ改めるものとする。

6 貸付利率及び利子補給(助成)率

知事は市町村長が利子補給(助成)する場合に限り、特定災害緊急資金それぞれについて実質負担金利子を0パーセントとなるよう市町村長と同率を利子補給(助成)するものとする。

また、具体的な利子補給(助成)率は特定災害対策緊急資金ごとに別表2にそれぞれ定める。

なお、実質負担金利の軽減幅については、貸付金利が0%となるまでの幅(ただし、2%を上限)とする。

第4 原資及び融資機関

原資供給及び融資機関は、（株）日本政策金融公庫、大分県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合及び大分県漁業協同組合とする。

第5 利子補給（助成）期間

特定災害対策緊急資金ごとに別表2にそれぞれ定め、知事が指定する特定災害の発生の都度、必要に応じ改めるものとする。

第6 調査及び報告

知事は、利子補給に係る事業に関し、必要があると認めた場合は、借受者及び融資機関の書類等を調査し又は報告を求めることができる。

第7 利子補給（助成）費補助金の打ち切り

知事はこの資金について、次の一に該当すると認めたときは、融資機関等に対する利子補給（助成）費補助金を打ち切り又は既に交付した利子補給費補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 1 この資金の借受者が、借入金を目的外に使用したとき。
- 2 融資機関及び市町村が、この要綱に違反したとき。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成19年 7月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年 8月19日から施行する。

附則 大分県災害対策緊急資金助成要綱は廃止する。

附則 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 7月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 7月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年 5月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年 2月19日から施行する。

附則 この要綱は、平成２７年 ９月４日から施行する。

附則 この要綱は、平成２８年 ４月２２日から施行する。

附則 この要綱は、平成２８年１０月１２日から施行する。

附則 この要綱は、平成２９年 ５月２６日から施行する。

附則 この要綱は、平成２９年 ７月 ６日から施行する。

附則 この要綱は、平成２９年 ９月１９日から施行する。

附則 この要綱は、平成３０年 ４月１３日から施行する。

附則 この要綱は、平成３０年 ７月１３日から施行する。

附則 この要綱は、平成３０年１０月１５日から施行する。

附則 この要綱は、令和２年７月３１日から施行する。

附則 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和３年１０月１３日から施行し、令和３年８月１１日から適用する。

附則 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和４年１０月６日から施行し、令和４年９月１７日から適用する。

附則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則 この要綱は、令和５年８月２１日から施行し、令和５年６月３０日から適用する。

附則 この要綱は、令和６年９月２５日から施行し、令和６年８月２９日から適用する。

附則 この要綱は、令和６年１２月５日から施行する。

附則 この要綱は、令和７年２月１９日から施行する。

附則 改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 1

知事が指定する災害	指定年月日	災害の指定地域等	取 扱 期 間
平成19年8月2日の台風5号による冠水被害	平成19年 8月19日	由布市旧湯布院町の地域	平成19年8月19日から平成20年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成24年7月の大雨災害	平成24年 7月20日	中津市旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町及び旧山国町の地域、日田市旧日田市及び旧天瀬町の地域、竹田市、由布市旧湯布院町の地域並びに玖珠町	平成24年7月20日から平成26年3月31日までに貸付実行を行うもの
	平成24年 7月26日	日田市旧大山町、旧前津江町、旧中津江村及び旧上津江町の地域	平成24年7月26日から平成26年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成26年2月の大雪被害	平成26年 2月19日	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市旧宇目町及び旧本匠村の地域、臼杵市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町並びに玖珠町	平成26年2月19日から平成27年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成27年8月25日の台風15号被害	平成27年 9月4日	大分市、中津市、日田市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、九重町及び玖珠町	平成27年9月4日から平成28年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成28年熊本地震被害	平成28年 4月22日	別府市、日田市、竹田市、宇佐市、由布市及び九重町	平成28年4月22日から平成29年3月31日までに貸付実行を行うもの

平成28年10月の阿蘇山噴火に伴う降灰被害	平成28年 10月12日	竹田市	平成28年10月12日から平成29年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成29年5月の地すべりにかかる被害	平成29年 5月26日	豊後大野市朝地町 綿田	平成29年5月26日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成29年7月の大雨及び台風3号被害	平成29年 7月6日	中津市、日田市、竹田市、豊後大野市及び玖珠町	平成29年7月6日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成29年9月17日の台風18号被害	平成29年 9月19日	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市及び豊後大野市	平成29年9月19日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成30年4月の斜面崩壊にかかる被害	平成30年 4月13日	中津市耶馬溪町	平成30年4月13日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成30年7月豪雨にかかる被害	平成30年 7月13日	国東市	平成30年7月13日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
平成30年台風24号被害	平成30年 10月15日	豊後大野市	平成30年10月15日から平成31年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和2年7月豪雨にかかる被害	令和2年 7月16日	中津市、日田市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町	令和2年7月16日から令和4年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和3年8月の大雨にかかる災害	令和3年 8月11日	県全域	令和3年8月11日から令和4年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和4年台風14号被害	令和4年 9月17日	県全域	令和4年9月17日から令和6年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和5年6、7月の大雨にかかる災害	令和5年 6月30日	中津市、日田市、由布市、九重町、玖珠町	令和5年6月30日から令和6年3月31日までに貸付実行を行うもの

令和6年台風10号被害	令和6年 8月29日	大分市、竹田市、豊後高田市、杵築市、由布市、国東市、日出町	令和6年8月29日から令和7年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和6年7～9月の高温にかかる被害	令和6年 7月17日	大分市(ピーマン)、豊後高田市(白ねぎ)	令和6年7月17日から令和7年3月31日までに貸付実行を行うもの
令和6年度飼料高騰及び子牛価格低下による和牛繁殖経営の経済的損失	令和7年 2月19日	別府市、佐伯市	令和7年2月19日から令和8年3月31日までに貸付実行を行うもの
	令和7年 4月1日	大分市、中津市、日田市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに貸付実行を行うもの

(要綱第 3、5 関係)

別表 2 特定災害対策緊急資金

別表 2 - 1 農業近代化資金

貸付対象	貸付対象者	限度額	融資率	償還期間	利子補給期間
被害施設の 取得・復旧	市町村長の被災証明を受 けた認定農業者	個人18,000千円※ 法人200,000千円	100/100	7~15年以内 (据置2~7年以内)	償還期間の範囲内 とし最大5年(天災 被害及び法令に基 づく処分又は行政 指導による経済的 損失にあっては最 大7年)
長期運転資 金	市町村長の被災証明を受 けた認定農業者	一般農業者 個人6,000千円 法人20,000千円 果樹栽培・家畜 等飼養者 個人6,000千円 法人25,000千円		7年以内 (据置3年以内)	

農業近代化資金の利子補給率

(単位：パーセント)

区 分	貸付金利	利子補給率			実質負担金利
		県	市町村	計	
被災農業者 等	農水省金融 調整課が通 知する貸付 金利	貸付金利の 1 / 2	貸付金利の 1 / 2	貸付金利相当 分	0 . 0

別表 2 - 2 漁業近代化資金

貸付対象	貸付対象者	限度額	融資率	償還期間	利子補給期間
被害施設の 取得・復旧	市町村長の 被災証明を 受けた漁業 者	20トン以上漁船資金借入者 360,000千円 水産養殖業者(法人) 180,000千円 など漁業近代化資金の限度額	100/100	5~15年以内 (据置2~3年以内)	償還期間の範囲内 とし最大5年(天災 被害及び法令に基 づく処分又は行政 指導による経済的 損失にあっては最 大7年)
長期運転資 金	市町村長の 被災証明を 受けた漁業 者	一般漁業者 個人6,000千円 法人20,000千円 水産動植物養殖者 個人6,000千円 法人25,000千円		5年以内 (据置2~3年以内)	償還期間の範囲内 とし最大5年

漁業近代化資金の利子補給率

(単位：パーセント)

区 分	貸付金利	利子補給率			実質負担金利
		県	市町村	計	
被災漁業者 等	農水省金融 調整課が通 知する貸付 金利	貸付金利の 1 / 2	貸付金利の 1 / 2	貸付金利相当 分	0 . 0

別表 2－3 農林漁業施設資金

貸付対象	貸付対象者	限度額	償還期間	利子助成期間
被害施設の取得・復旧等	市町村長の被災証明を受けた農林漁業者、組合	(株) 日本政策金融公庫等の規定による限度額及び償還期間		償還期間の範囲内とし最大5年(天災被害及び法令に基づく処分又は行政指導による経済的損失にあっては最大7年)

農林漁業施設資金の利子助成率

(単位：パーセント)

区 分	貸付金利	利子助成率			実質負担金利
		県	市町村	計	
被災農林漁業者等	農水省金融調整課が通知する貸付金利	貸付金利の1／2	貸付金利の1／2	貸付金利相当分	0. 0

別表 2－4 農林漁業セーフティネット資金

区 分	貸付対象者	限度額	償還期間	利子助成期間
長期運転資金	市町村長の被災証明を受けた農林漁業者	農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の3に規定する額	農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の5に規定する期間	償還期間の範囲内とし最大5年(天災被害及び法令に基づく処分又は行政指導による経済的損失にあっては最大7年)

農林漁業セーフティネット資金の利子助成率

区分	貸付金利	利子助成率			実質負担金利
		県	市町村	計	
被災農林漁業者等	農水省金融調整課が通知する貸付金利	貸付金利の1／2	貸付金利の1／2	貸付金利相当分	0. 0

※大分県特定災害対策緊急資金の実質負担金利の軽減幅については、貸付金利が0％となるまでの幅（ただし、2％を上限）とする。